

# 渡島総合振興局職員モニタリング事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、道南圏(渡島、檜山管内)の生産者、食品製造業者、飲食事業者等(以下、「事業者」という。)が、新たな商品開発等を行うときに実施するモニタリング調査を支援するために、多くのサンプル数が期待でき、幅広い年齢層、多様な出身地などの特性を有する渡島総合振興局の庁舎内職員(以下、「職員」という。)がモニターとして参加することにより、マーケティング支援を行い、もって地域産業振興を図ることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 事業の内容

本事業は、事業者が新商品又は販売中の商品のモニタリング調査(以下、「調査」という。)を実施するにあたって、その商品を職員に対してあっせん販売し、購入職員に対するアンケートによりその商品を評価し、評価内容を事業者にフィードバックすることでマーケティング支援を行うものである。

### (2) 事業者

道南圏に事務所又は事業所を有する法人、事業を営む個人及び任意団体をいう。

### (3) 商品

道南圏の事業者が生産、製造及び調理した食品等をいう。

## 第3 対象事業者等

### 1 対象事業者

本事業において対象とする事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 食品製造及び調理に必要な食品衛生法に基づく許可等を受けていないもの
- (2) 法令等の違反により食品等の製造を停止させられているもの
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)と認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められるもの
- (5) その他、法律遵守等の観点から、渡島総合振興局が不相当と認めるもの

### 2 対象商品

本事業において対象とする商品は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 1商品の販売(予定)価格が5千円(税抜き)を超えるもの
- (2) 渡島総合振興局が、事業の対象として適当ではないと判断したもの

### 3 事業担当課

本事業に係る事務は、渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課(以下、「商工労働観光課」という。)が行う。

## 第4 申請及び実施決定等

### 1 申請方法

- (1) 対象事業者(以下、「申請者」という。)が、事業の実施を希望するときは、渡島総合振興局職員モニタリング事業実施申請書(別記第1号様式、以下、「申請書」という。)に必要事項を記入のうえ、商工労働観光課へ申請する。
- (2) 商工労働観光課は、申請者と事業の実施方法、実施日時、アンケートの評価項目等について直接協議のうえ、実施の可否を決定し、その結果を速やかに申請者へ通知する。

## 2 アンケートにおける評価項目

次の各項目について申請者の要望に基づき評価を行う。

- (1) 商品のネーミング、パッケージ
- (2) 商品に対する食味・食感等
- (3) 商品の販売（予定）価格
- (4) その他、渡島総合振興局が実施可能と認めたもの

## 第5 事業の実施

### 1 あっせん販売

- (1) 商工労働観光課は、職員に販売商品、販売日時等を通知し、注文個数のとりまとめを行い申請者に報告する。
- (2) 申請者は、販売実施にあたっては、商工労働観光課及び庁舎管理者の指示に従うこと。
- (3) 申請者は、販売実施にあたっては、商品の搬入時及び提供時の衛生管理について事前に商工労働観光課と協議を行うこと。
- (4) 販売実施にかかる経費（1階ロビー等庁舎内施設を利用する場合は、その利用に係る経費を除く。）については、申請者が負担すること。
- (5) 申請者は、商品については、実施当日に加工・調理済みの状態で搬入することとし、庁舎内での加工・調理は認めない。
- (6) 申請者又は商工労働観光課は、事業の延期又は中止をするときは、原則、実施日の前日までに相手方に連絡すること。

### 2 実施結果の報告

- (1) 商工労働観光課は、販売終了後、購入職員に渡島総合振興局職員モニタリング事業調査票（別記第2号様式、以下、「調査票」という。）を送付又は簡易申請システムにて回答を依頼し、回収した調査票等の結果を速やかに集計し、申請者へ報告する。
- (2) 実施結果の集計にあたっては、単純集計のほか簡易分析やグラフ作成など、申請者の希望に可能な範囲で対応をする。
- (3) 申請者は、前記報告の内容について異議の申し立てを行わないこと。

## 第6 損害賠償

- (1) 申請者は、その過失により渡島総合振興局に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (2) 申請者及び渡島総合振興局は、事業の延期又は中止により発生した損害については、その賠償を請求しない。

## 第7 その他

事業の実施に関し、この要領に定めのない事項は、商工労働観光課において別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年（2020年）6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年（2023年）5月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年（2024年）4月10日から施行する。